

未熟児養育医療給付のご案内

入院費用の支払い前に申請してください。
(支払い後の払い戻しはできません。)

制度の概要

未熟児が指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、出生時から退院するまでの間、医療費等の自己負担分を公費で負担する制度です。

給付の対象

次のいずれかに該当する0歳のお子様

- ①出生時の体重が2,000グラム以下の方
- ②医師が入院養育を必要と認めた場合

給付期間

指定養育医療機関に入院中の治療に限られます。

ただし、給付対象期間は最長で1歳の誕生日前々日までです。

※指定養育医療機関に該当するかどうかは、医療機関またはこども家庭課にお問い合わせください。

助成内容

①入院中の医療費（健康保険適用）の自己負担額

②入院中の食事代（ミルク代）の自己負担額

※保険適用外の医療費（個室料・おむつ代等）は、助成の対象とはなりません。

※退院後の再入院の場合、養育医療の対象とはなりません。

なお、養育医療が認められると、世帯の所得に応じて養育医療の保護者負担額が決まりますが、この保護者負担分は「小児医療費助成制度」の対象となるため、医療機関の窓口での負担は発生しません。

申請者等の税額を公簿にて確認させていただきます。あらかじめご了承ください。

必要書類

①養育医療給付申請書

保護者の方が記入してください。

②養育医療意見書

指定養育医療機関の主治医に記入・押印してもらってください。

③養育医療世帯調書

保護者の方が記入してください。

④お子様の加入している（加入予定も含む）健康保険の保険情報（保険者番号、被保険者名、記号、番号、資格取得日）が必要となります。

例：医療保険者が発行する資格確認書など健康保険資格が分かるもの

※申請書に保険情報の記載ができる場合、健康保険資格が分かるものは必要ありません。

⑤申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）

医療券交付の流れ

1.申請書類等の受領

・次のいずれかの方法で受け取る。

- ①下記市ウェブサイト「養育医療給付」から様式をダウンロードする
- ②電話で請求する
- ③こども家庭課に来庁



2.意見書の作成依頼

・指定養育医療機関の主治医に養育医療意見書の作成を依頼する。



3.養育医療給付の申請

・必要書類がそろったら、次のいずれかの方法で申請する。

- ①こども家庭課に持参する
- ②郵送する



4.審査・給付決定

審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんので、ご注意ください。



5.医療券による精算

・認定の場合平塚市へ書類が到着後、1週間程度でご本人宛に「養育医療券」、医療機関に「給付決定通知書」を送付します。
・指定養育医療機関の窓口において、「養育医療券」を提出し、入院中の医療費（健康保険適用）の自己負担分を精算する。

養育医療の申請を希望する場合は、予め医療機関にその旨を伝え、支払いを待ってもらうようにしてください。先に支払いが完了してしまうと、養育医療給付が受けられなくなります。

問い合わせ・送付先

〒254-8686

平塚市浅間町9番1号

平塚市役所 こども家庭課 児童手当・医療担当

電話番号 0463-21-9844

（平塚市役所 1階 102番窓口）



市ウェブサイト「養育医療給付」